

ひとり親家庭等支援事業(新規・拡充)

【 目的 】

ひとり親家庭の子どもたちが、養育費の不払いによって生活に困窮することを防ぐため、養育費の確保を推進する新規事業を実施する。また、交通事故により父母等を失った子どもたちが健やかに成長できるよう交通遺児手当の拡充を行う。

【 内容 】

① 養育費確保支援事業の実施(新規)

- ・ 養育費の取り決めから履行確保までを総合的に支援する事業を実施する。
- ・ 養育費公正証書の作成にかかる費用を給付することで、養育費の取り決め内容の債務名義化を促進する。
- ・ 保証会社と養育費保証契約を締結する際の本人負担費用(保証料)を給付することで、養育費の受け取りについて当事者以外に第三者を介し、養育費の未払いが発生した場合に第三者が立替、督促することで、養育費を継続かつ確実に受け取る仕組みを整える。
- ・ ただし、給付要件及び給付上限額あり。

② 交通遺児手当の実施(拡充)

- ・ 交通遺児手当は、交通事故で父母等を失った児童を養育する者に対し支給している。
- ・ 令和2年度からは、対象となる児童の年齢要件を18歳までに緩和する。
- ・ 手当額について児童一人あたり月7,000円から月8,000円に拡充する。

【 予算要求額 】

① 養育費確保支援事業(新規)

2,000千円

② 交通遺児手当の実施(拡充)

2,400千円